

地産地消マスコットキャラクター及び地産地消キャッチフレーズ使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地産地消マスコットキャラクター「ももっぴー」(以下「マスコットキャラクター」という。) 及び地産地消キャッチフレーズ(以下「キャッチフレーズ」という。)を使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコットキャラクター及びキャッチフレーズを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、岡山県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 岡山県内の地方公共団体並びに教育委員会が使用するとき。
- (2) 岡山県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、知事が適當と認めたとき。

(使用用途)

第3条 マスコットキャラクター及びキャッチフレーズは以下の用途に使用することができる。

- (1) 岡山県産農林水産物及び岡山県産農林水産物を使用した加工品自体にシール等で貼付するとき。
- (2) 岡山県産農林水産物及び岡山県産農林水産物を使用した加工品の包装資材等に使用するとき。
- (3) 岡山県産農林水産物及び岡山県産農林水産物を使用した加工品の消費拡大促進資材(ポスター・パンフレット等)に使用するとき。
- (4) 岡山県と地産地消の推進を含む連携協定を締結した企業、団体等が連携事業の一環として使用するとき。
- (5) そのほか、知事が適當と認めたとき。

(承認基準)

第4条 知事は、第2条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズの使用を承認するものとする。

- (1) 地産地消の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - (2) 岡山県産農林水産物及び岡山県産農林水産物を使用した加工品のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (3) 岡山県産農林水産物及び岡山県産農林水産物を使用した加工品の宣伝の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - (4) マスコットキャラクター及びキャッチフレーズを使用取扱規程に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (7) そのほか、知事がマスコットキャラクター及びキャッチフレーズの使用について不適当と認めたとき。
- 2 前項の承認は、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料及び使用期間)

第5条 使用料は無料とする。

2 使用期間は承認の日から1年間とし、当該期間の満了前1か月前までに書面による通知がない場合は、当該期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットキャラクター及びキャッチフレーズを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び内容にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) マスコットキャラクター及びキャッチフレーズは、別記に定めたものとし、定められた形状等を正しく使用すること。
- (4) 岡山県産農林水産物を使用した加工品には、該当する加工品に使用している岡山県産農林水産物をその包装資材等に表示すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) マスコットキャラクター及びキャッチフレーズを利用した商標又は意匠の登録を行ってはならない。

(承認内容の変更申請)

第7条 マスコットキャラクター及びキャッチフレーズの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用変更承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 知事は、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

3 第1項の規程により承認を取り消された者は、取消日以降、当該承認に係る物件を使用、配付、掲示及び販売等をしてはならない。

4 第1項の規程により承認を取り消されたことにより生じた損害については、知事はその責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月3日から施行する。